

令和元年9月 農業委員会総会

1. 開会日時
閉会日時

令和元年9月25日(水) 9時00分
令和元年9月25日(水) 10時00分

2. 場 所

川棚町中央公民館講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番
4番 5番 6番
7番 8番 9番
10番 11番 12番
13番

(欠席 なし)

(遅刻 なし)

(早退 なし)

4. 最適化推進委員

14番 15番 16番
17番 18番 19番

5. 議事録署名人

4番 12番

6. 付議事件

第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 協議事項

- ・農業委員会研修について(本日)
- ・行事報告

8. 報告事項

- ・上半期農業委員等報酬について

9. その他

- ・互助会について(旅行)

10. 委員研修

- ・10時~12時

令和元年9月 農業委員会総会

事務局長

「ただいまから令和元年9月の農業委員会総会を開催いたします。」

(総会成立要件)
(過半数以上の出席)

「本日は全委員が出席ですので、総会は成立していることをご報告いたします。また、本日は推進委員にも出席いただいております。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。」

(挨拶)

会長

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、9月の行事及び10月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「次回現地調査日を10月21日、総会開催日を10月24日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

委員

「10月23日、24日と私用があり出席できません。」

会長

「他にありませんか。それでは〇〇委員は次回欠席ということ、他の方々は了承して頂いたと言う事で、次回の現地調査の日程を10月21日、総会開催日を10月24日といたしますがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員ですのでよろしくお願いします。」

会長

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員と〇〇委員をお願いいたします。」

「それでは、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請の

会長	1番と2番について、審議を行います。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」
事務局	2ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明) 「農地の区分は農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない主集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種にも該当しない第2種農地と判断されます。」
会長	「それでは、調査委員の説明をお願いします。」
委員	「5番、〇〇です。20日に〇〇委員、〇〇委員、私と事務局2名と現地で〇〇委員と〇〇委員と合流して申請者代理人と現地を調査いたしました。場所は、川棚〇〇〇〇の所から上に上った所なのですが、周りは住宅地で、そこからは、〇〇さんの〇〇〇が見下ろせる所でした。隣は雑種地になっており、農地にはむかないような所でした。住宅を建てる場所を2,3か所探してはいたそうですが、購入ができず、この場所を検討されたようです。〇〇さんのほうも高齢で管理が出来ないと言う事で、話がまとまったようです。特に問題はないと思います。」
会長	「続いて、地元委員から説明をお願いします。」
委員	「12番、〇〇です。調査委員から説明があったように〇〇さんは近くに〇〇〇〇の〇〇〇を持っておられ、今回の申請地は〇〇〇が見下ろせる場所と言う事で、災害時にも上から〇〇〇の状態が伺えるなど利点があると言う事で大変良い場所ではないかと思えます。また、この隣りの場所においても非農地でもありますし何ら問題は無いと思えます。」
会長	「続いて、地元推進委員から意見をお願いします。」
推進委員	「18番、〇〇です。調査委員、地元委員の言われるとおりと私も思いますので、特に問題は無いと思われまます。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし

会長	「質疑など無いようですので、許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請の1番については許可することに決定いたします。」
事務局	<p>「それでは、議案第9号 農地法第5条2番の規定による許可申請について議題といたします。説明を事務局からお願いします。」</p> <p>13ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「農地の区分は農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない主集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
会長	「それでは、調査委員から説明をお願いします。」
委員	<p>「2番、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員と事務局2名と私で調査いたしました。場所は、〇〇〇〇の信号機から下の道へ入り200mほど行った所でした。</p> <p>ここは、譲渡人の〇〇さんの農地を隣の〇〇さんの息子さんが購入したいと言う事で申請されました。周りにも何ら問題は無いようで、すぐ近くにはお父さんやお母さんの住まいがあるようでした。場所は、いくらか斜面になっていますので、石垣を作り1.7m程高くするそうです。</p> <p>また、道幅が狭いために、接道を広く取り、幾分引いて築くそうです。排水についても赤道の溝に繋ぐそうですので問題はないかと思えます。」</p>
会長	「続いて、地元委員より説明をお願いします。」
委員	「11番、〇〇です。今回の申請は、〇〇さんの農地に〇〇さんが住宅を建てたいと言う事でした。場所は、〇〇さんの実家の隣りになり、周りの環境にも影響は及ばないと思いましたので以上報告いたします。」

<p>会長</p>	<p>「続いて、地元推進委員から意見ををお願いします。」</p>
<p>推進委員</p>	<p>「18番、〇〇です。この土地は、ついこの間まで、三越の〇〇〇さんが耕作をされていた所でした。周りには〇〇さんの農地が少しありますが、道を挟んでおりますので、日照にも何ら関係は無いと思います。排水に対しても既存の水路がありますのでこれを使われると思います。土については、半分切土で半分盛り土の計画のようですので問題は無いと思います。高さに関しては、再度建築確認をして報告をしてもらうようになっています。転用に当たっては、問題は無いと思います。」</p>
<p>会長</p>	<p>「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>質疑なし</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、許可相当として進達することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」</p>
<p></p>	<p>「以上ですべての議案の審議を終了しました。」</p>
<p></p>	<p>「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>その他 ・活動記録簿について</p> <p>「以上をもちまして令和元年9月の農業委員会総会を終了いたします。」</p>

会長

議事録署名人

議事録署名人